

## 堺市景観審議会（R5.7.20）各委員意見の対応について

意見	対応の考え方
<p>歴史ある堺環濠都市地域においては、その多様な景観特性を踏まえて、これから更新する建築物に対してエリアへの配慮をお願いして良い方向に誘導していくのであれば、より具体的に基準を記載しておく方がいい。</p>	<p>本市だけでなく民間の協力も得ながら歴史文化特性に配慮した空間形成をすべきエリアであり、行為の制限（景観形成基準）については、地域特性を踏まえた具体的な記載としている。</p>
<p>環濠エリアは歴史的なものが感じられるような空間形成を積極的に進めていただきたい。</p>	<p>本市だけでなく民間の協力も得ながら歴史文化特性に配慮した空間形成をすべきエリアであり、行為の制限（景観形成基準）については、地域特性を踏まえた具体的な記載としている。</p>
<p>道路の街路灯なども景観に寄与するので、計画に記載いただきたい。</p>	<p>街路灯含め、道路や河川、公園や公共建築物などの公共施設・公共空間は、都市景観に大きな影響を与える景観要素であると考えており、公共事業による景観形成において、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう努めると記載している。</p>
<p>未申請の屋外広告物について、適正な掲出に向けて周知・啓発を進めていただきたい。</p>	<p>屋外広告物許可制度の周知に向けて、周知チラシの配布や屋外広告物適正化週間の機会を捉えて現地訪問するなど取り組んでいる。引き続き、適正な掲出に向けて周知啓発に取り組む。</p>